

【日光市における屋外広告物の体系】

	〔対象地域〕	〔禁止地域における掲出可能広告物〕	〔掲出基準〕	〔主な該当地区〕	
禁止地域	国立公園内 県立自然公園内	下記を除く ●日光国立公園 ●前日光県立自然公園	自家用10㎡以内(許可不要) 案内誘導看板(要許可)	— 条例施行規則別表第2(1)の欄の基準(P17～P21) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	湯西川温泉地区
		禁止路線内 ●次の道路・鉄道とその路端から両側500m ・国道119号(日光宇都宮道含む)、120号、121号(一部)、400号 ・県道栗山日光線、藤原塩原線、川俣温泉川治線 ・JR日光線 ・東武日光線 ・東武鬼怒川線(大谷向駅)～野岩鉄道会津鬼怒川線 ※用途地域、家屋が30戸以上連続して存在する区域、鉄道駐車場の区域を除く。	自家用10㎡以内(許可不要) 案内誘導看板(要許可)	— 条例施行規則別表第2(2)の欄の基準(P17～P21) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	中禅寺温泉地区 湯元温泉地区 川治温泉地区 川俣温泉地区
		用途地域 ●日光地域:西町、清滝地区の用途地域 ●藤原地域の用途地域	自家用10㎡以内(許可不要) 案内誘導看板(要許可)	— 条例施行規則別表第2(3)の欄の基準(P17～P21) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	日光地域清滝地区 鬼怒川温泉地区
	上記を除く。	下記を除く ●日光地域:所野風致地区 ●湯西川自然環境保全地域 ●袈裟丸山自然環境保全地域	自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	— 条例施行規則別表第1「自然保全型地域」の欄の基準(P11～P16) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	日光地域所野地区
		禁止路線内 ●次の道路・鉄道とその路端から両側500m ・国道119号(日光宇都宮道含む)、120号、121号(一部)、400号 ・県道栗山日光線、藤原塩原線、川俣温泉川治線 ・JR日光線 ・東武日光線 ・東武鬼怒川線(大谷向駅)～野岩鉄道会津鬼怒川線 ※用途地域、家屋が30戸以上連続して存在する区域、鉄道駐車場の区域を除く。	自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	— 条例施行規則別表第1「自然保全型沿線地域」の欄の基準(P11～P16) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	藤原地域三依地区 下野大沢駅周辺 文挾駅周辺 大桑駅周辺 明神駅周辺 下小代駅周辺
		用途地域 ●第1種低層住居専用地域 ●第2種低層住居専用地域 ●第1種中高層住居専用地域 ●第2種中高層住居専用地域	自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	— 条例施行規則別表第1「自然保全型地域」の欄の基準(P11～P16) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	今市市街地 日光市街地
		市街地形成型地域 ●用途地域内 ※禁止地域を除く。		— 条例施行規則別表第1「市街地形成型地域」の欄の基準(P11～P16)	今市市街地 日光市街地
	許可地域	自然保全型沿線地域 ●次の道路とその路端から両側500m ・国道121号(大谷橋～中岩橋、栗原地内分岐～市道藤1002号との交差点) ・国道122号(足尾地域内) ・県道宇都宮船生高德線 ●禁止路線内の家屋が30戸以上連続して存在する区域、鉄道駐車場の区域 ※禁止地域、市街地形成型地域を除く。		— 条例施行規則別表第1「自然保全型沿線地域」の欄の基準(P11～P16)	足尾地域国道122号沿線
		自然保全型地域 ●県道宇都宮船生高德線～国道121号～東武鬼怒川線～東武日光線の線の西側の地域 ※禁止地域、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域を除く。		— 条例施行規則別表第1「自然保全型地域」の欄の基準(P11～P16)	日光地域小来川地区
		田園調和型地域 ●禁止地域、市街地形成型地域、自然保全型沿線地域、自然保全型地域を除いた地域		— 条例施行規則別表第1「田園調和型地域」の欄の基準(P11～P16)	今市地域塩野室地区
禁止地域内・許可地域内の 景観保全型広告整備地区(=景観計画重点区域)		●日光地域:世界遺産区域(東町地区、西町地区、山内地区、稲荷川地区) ●栗山地域:湯西川温泉湯平区域	●禁止地域(国立公園内・県立自然公園内) 自家用10㎡以内(許可不要) ●禁止地域(上記以外) 自家用10㎡以内(許可不要) 自家用30㎡以内(要許可) 案内誘導看板(要許可)	— 景観計画第4章「屋外広告物の表示等に関する行為の制限に掲げる事項」の欄の基準(P22～P25) — 条例施行規則第9条第9項(P26)	日光市街地 湯西川温泉地区